

---

○議長（近藤八郎君） ただいまから、休会を解き、本会議を再開いたします。  
ただいまの出席議員数は、全員の8人です。  
定足数に達しておりますので、これから会議を再開します。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。  
なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、傍聴人数を制限しております。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第1 「委員会報告」  
議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。  
我孫子洋昌 議会運営委員長。

○議会運営委員長（我孫子洋昌君） 令和4年下川町議会定例会3月定例会議の運営について、3月15日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について御報告いたします。

当日は、今定例会議最終日の追加提案予定事項について審議を行いました。

町長提案の追加件数は4件で、内容は、条例制定2件、条例改正1件、補正予算1件でありました。

議会提案の追加件数は14件で、内容は、委員会報告1件、委員会審査報告8件、会議案3件、委員会結果報告2件であります。

次に、提案議案等の審議要領等についてであります。町長提案4件、議会提案の14件、合わせて18件については、提案日に本会議において報告、審議を行うことといたしました。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（近藤八郎君） 以上で委員会報告を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第2 議案第58号「下川町農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 今定例会議において、当委員会に付託を受けました、議案第58号 下川町農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例について、委員会における審査経過と結果について報告をいたします。

今条例の一部改正は、農業委員の定数を11名から8名に改正する提案となっております。

課長などからは、「令和8年度に、いわゆる転作奨励金といわれてきた交付金の運用の厳格化によって、農地の集約化が進み、農地が流動化していく中では、農業委員会の果た

す役割は重たい。」などの答弁がありました。

また、委員からは、「農業委員会の役割が今後ますます重要になってくる。」との意見もありました。

そこで、委員数を減らしたときに、これまでどおりの議論や審査が可能なのかということ、直接に携わっておられる人物からお聞きしたいとの議論となり、農業委員会の武藤会長を参考人として呼び出すこととしたところであります。

武藤会長からは、町内を4地区に分け、2名ずつ担当する。今までどおりに議論することには支障がないと思っていること、また、少数精鋭で若い人も入ってこられる体制にしないといけないことや、若い人やベテランで構成されることが望ましく、気概を持って選ばれてくる人でないと駄目だと思うこと、また、農家戸数が減ったから委員も減らすとはならず、合議制なので8名体制を堅持していくということが良いと思っているとのお答えがありました。

以上、当委員会の審査の結果、原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果について報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありました、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 議案第58号 下川町農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

本条例は、農業委員の定数を11名から8名に改正する提案でございます。

農業情勢は過去に類を見ないほど大きな変革の時代を迎えており、今回提案された農業委員会の定数は、削減の考え方の違いから、総務産業常任委員会の中でも大きな議論となりました。地域全体を4地区に分割し、おおむね2名程度の委員を配置するといった説明でございました。委員間討議の中では、会長は全体を統括する役割であり、私の思いとしては、各地区2名の配置では会長も地域を担当することになり、負担が増加するため、9名での体制が適当であるとの立場でありました。3月14日に参考人として農業委員会会長を招致し、その部分の考え方を質したところ、8名でも委員会の適正な審査、運営が可能であるとの回答を得て、心配は払拭されたところであります。

議員各位におかれましては、積極的な議論をしていただき、また、農業委員会会長におかれましては、御多用の中、時間を割いていただき、参考人としてお越しいただき、真摯に回答をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

会長からは、会としては適正な審議をする上で、8名の農業委員の数は将来的にも堅持してほしい旨の発言と、会の若返り、組織を気概のある形に戻したいという思いも語られました。是非、そのような会として、今後も運営されることを期待するところでもあります。

そのようなことから、提案のとおり妥当であると判断したものであります。

以上、議員各位の御理解と御協賛を賜りますようお願い申し上げ、賛成の討論といたします。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 現在、肥料、飼料、燃料は高騰し、国は水田活用交付金の廃止、企業の農地所有を容認等、農業情勢は激動の時期を迎えています。激動の時期とは、離農が増える可能性が大ということでもあります。郡部…いや農村部が無人になって喜ぶのは熊や鹿です。内地では既に猿や猪が跋扈している地域が多々あります。そうなればやがて市街地が狭まることになりかねません。市街地を守るのは農村部の小農…家族農です。このような時期に、農業委員会はもとより、議会、行政は未曾有の変革期に対応していかねばなりません。それを皆さまに強く強く訴え、私の賛成討論といたします。

○議長（近藤八郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第58号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第3 議案第71号「令和5年度下川町一般会計予算」、日程第4 議案第72号「令和5年度下川町下水道事業特別会計予算」、日程第5 議案第73号「令和5年度下川町簡易水道事業特別会計予算」、日程第6 議案第74号「令和5年度下川町介護保険特別会計予算」、日程第7 議案第75号「令和5年度下川町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第8 議案第76号「令和5年度下川町後期高齢者医療特別会計予算」及び、日程第9 議案第77号「令和5年度下川町病院事業会計予算」を一括議題といたします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

我孫子洋昌 予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（我孫子洋昌君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 71 号、議案第 72 号、議案第 73 号、議案第 74 号、議案第 75 号、議案第 76 号、そして議案第 77 号について、一括して報告をいたします。

まず、議案第 71 号 令和 5 年度下川町一般会計予算について、委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

この予算の審査に当たっては、冒頭、副町長から、財政見通し、予算編成方針並びに新年度予算の概要について、それぞれ説明が行われました。

予算編成の基本方針によりますと、令和 5 年度は統一地方選挙の年であり、骨格予算編成となるものの、本町の特性をいかした産業の振興、町民生活の安全・安心の確保、町民福祉の向上などを念頭に、第 6 期下川町総合計画に掲げる「2030 年における下川町のありたい姿の実現」と、財政運営基準である「基礎的財政収支（プライマリーバランス）」の黒字化を目指し、「第 6 期下川町総合計画の着実な推進」「効率的で効果的な行財政運営の推進」「積極的な情報公開と町民の理解」「働き方改革とデジタル化の推進」を基本的な方針として予算編成を行ったとあります。

令和 5 年度の財政は、歳入の主要財源である地方交付税は 28 億 6,000 万円で、前年当初より 3,000 万円、1.1%の増加となっています。

予算編成方針について、委員などから、「予算編成会議において、町長から 5%削減の目標が示されていたが、削減がかなわず増加になった要因は。」との問いに対し、「骨格予算ということで投資予算は計上していない。原油と人件費の高騰で 2,000~3,000 万円、公営住宅整備事業で令和 5 年度は最終年で 2 億 5,000 万円を計上した。また、新規事業で除雪車両に 4,000 万円を計上した。これは補正予算の対応も考えたが、4 月に発注しても冬に間に合うかどうかということで当初予算に計上をした。林道、町道の改修事業で 2,000~3,000 万円増額している。以上のようなことで増額となった。」との説明がありました。

そのほか、理事者との質疑で、委員などから、「政策予算の予定は幾らか。」との問いに対し、「財源は、地方交付税、余剰金を含め 1 億円程度の留保財源がある。財政調整積立基金が 9 億 5,000 万円あり、8,600 万円ほど取り崩したとしても財調は減らない。実質的には 1 億 8,000 万円程度あると考えている。」

また、「行政改革が 2 年間遅れた。令和 4 年度に策定すると約束していたが、なぜできないのか。また、新年度に策定すると執行方針に示さないのか。」との問いに対し、「現状では第 9 次行政改革大綱を年度内に作るのは困難であり、継続した取り組みになるので、第 9 次に移行して、新年度に入ってから策定することになると思う。」との答弁がありました。

さらに、委員などからは、「温暖化対策計画もそうであるが、約束したことができなかったらできないで、なぜできないのかを行政報告等でしっかり説明すべきである。行政改革は、次の人がやる、やらないではない。」、また、「予算編成方針時に町長の進退についての動きがあったのは影響したのか。新しい町長の自由度を奪ってしまったのではないか。」との問いに対し、「総合計画に基づいた要求をということで、各課の予算要求を合計すると 59 億円ほどあった。その中で令和 5 年度に実施しなければというものを骨格予算とし

た。」との答弁がありました。

その後、3日間にわたって審査を行い、所管課ごとに担当課長などから推進施策・事業概要、事項別明細書などにより予算概要に取りまとめ、それに基づき説明を受けました。

その内容と質疑応答、そして意見などについて、事項別明細書も参照しながら、所管課ごとに報告をいたします。

まず、一つ目です。議会事務局及び監査委員事務局所管の施策では、「通年議会のメリットをいかした活動の推進」を推進事業とし、監査委員費では例月出納検査や定期監査等の適正実施を予算計上しています。

委員会での質疑において、事務局長などから、「広報広聴活動として、ネットによる動画配信の際に字幕を付けるといった対応には専用のソフトウェアが必要になること、また、編集作業に多大な時間が必要となる。」との答弁があり、また、監査委員事務局としては、「月例現金出納検査、決算審査、定期監査等の適正な実施に努める。」との説明がありました。

二つ目の、総務課所管の施策では、「危機管理対策事業」「自治体DX推進事務」「人材の育成事業」等の予算が計上されています。

委員会の質疑において、課長などから、「危機管理対策事業について、避難行動要支援者個別計画は、令和4年度はワクチン接種会場で聞き取り調査を行い、名簿を作成したが、新年度は継続事業として名簿を基に個別計画を作成する。」、「行政手続のオンライン化は令和5年4月から転入転出に関する手続、児童手当や介護に関する手続、罹災証明の発行手続などが利用可能となる。」、「人材の育成事業では、国などへの派遣研修について、令和5年度は継続するが、それ以降は未定である。」との説明、答弁がありました。

委員などからは、「消防団が、ハザードマップで浸水が想定される地域の戸別訪問をして、自力避難できるかを確認したので、避難行動要支援者個別計画作成の際は参考にすべきである。」、また、「会議室等で発言者がマイクを使用して議事を行う環境整備を早急に進めることで、自動書き起こしシステムの導入につながる。これは様々な会議等で利用が可能であり、各種委員会の議事録作成などの利便性が高まり、自治体DX推進の観点や、職員の働き方改革の観点からも早急に実施すべきである。」との意見がありました。

三つ目の、政策推進課所管では、「SDGs普及展開事業」「ゼロカーボン推進事業」「ふるさと納税促進事業」「一の橋バイオビレッジ創造事業」などの予算が計上されています。

委員会の質疑において、課長などから、「令和4年度から2年間継続する予定だった町史情報整理事務は、担い手が確保できず着手できていない。令和5年度も当初予算に計上していない。」、「SDGs普及展開事業のうち、2030年のありたい姿で、それぞれのゴールごとに数値設定をしているが、町民会議では、インディケータ作成よりも実態を振り返る方向に変更するという意見も出ており、連携先と協議したい。」、「ふるさと納税促進事業では、歳入見込額を6,000万円としており、企業版ふるさと納税は、国のマッチングイベントを活用して増大を図りたい。」、また、「サンルダム周辺整備事業は、計画どおり進んでいない。開発局で進めているサイクリングロードはコモレビまでの経路で作成しており、ダムを周回できるものをマップに載せる予定である。」との説明、答弁がありました。

委員などからは、「一の橋バイオビレッジの運営に関して、町の補助金が投入されてい

ることから、設置目的を踏まえ、住民に理解が得られるように適切に運営すること。住民の利便性を高めるという駅カフェの設置目的に沿って、NPOとも確認すべきである。」「下川に専門分野に関する人材が入ってきているので、地域の人材を活用する視点に切り替える時期に来ている。」との意見がありました。

続いて、税務住民課所管では、「戸籍等証明・国民年金手続事務」「公区活動支援事業」「廃棄物処理施設管理運営事業」等の予算が計上されています。

委員会での質疑において、課長などから、「街路灯の公区電気料補助の支給方法を、年に一度の概算払いに見直す。」「指定ごみ袋のバラ売りについては、要望があれば検討の余地があり、実施可能である。」との説明、答弁がありました。

委員などからは、「公区電気料補助の支給については、年度末に精算をするなど、適正な処理をすべきである。」「環境保全是そもそも当時の企画課にあった。消費者生活も商工振興課所管だったので、所管について見直すことがあれば検討すべきである。」との意見がありました。

続いて、保健福祉課所管では、「地域福祉の充実」「健康づくりの推進」「子ども子育て支援サービスの充実」など10項目を推進施策として、「母子保健事業」「認定こども園運営」などが推進事業として予算計上されています。

委員会での質疑において、課長などから、「認定こども園の職員については、正規職員が10名で充足しており、これは確保していきたい。子供の数により変動する分は、会計年度任用職員で対応する。」「こども家庭センターを国の指導により設置するが、現状でも下川町では生まれてから100%情報把握をするなど、できる支援は漏らさず実施している。家庭センターは虐待対策について命令系統を統一することを新たな目的とするものである。」「また、「当初予算に計上されなかった改修対象施設は、総合福祉センターハピネスと認定こども園である。」との説明、答弁がありました。

委員などからは、「保健福祉課所管施設の改修が計画されたものは、町民、また、子供や利用者などの安心安全の確保が目的であり、町の予算編成方針の実情から見ても当初予算として計上すべきものである。」との意見がありました。

続いて、山びこ学園の所管では、「山びこ学園運営事業」「山びこ学園施設改修事業」及び「グループホームういる運営事業」を推進事業として予算計上しています。

園長などから、「山びこ学園の定員は50名だが、現在は41名が利用している。4人部屋を2人部屋に変更しており、利用者も少なくなってきた。サービスの質なども考えると個別の部屋も必要となってくる。今後の運営のあり方について、いろいろと検討していかないといけない。」「職員確保のため学校訪問をしたが、新卒採用には至らなかった。社会人枠で1名を試験的に採用した。」「施設改修は、手すりを設置する予定であるが、利用者の高齢化もあり、今後は浴室の関係で改修が必要となる。」との説明、答弁がありました。

委員などから、「経営的に黒字を目指していない状況にある。また、専門職を確保できないために利用者を十分に受け入れられず、また、個室対応をしていかないと利用者の募集ができないという状況にある。町の直営を堅持する方針であれば、現状に合った定員にするための検討を早急にすべきである。」との意見がありました。

続いて、あけぼの園の所管では、あけぼの園、デイサービスセンター、生活支援ハウス等の管理運営に係る推進施策を「生活管理指導短期宿泊事業」「食の自立支援事業」などが推進事業として予算計上されています。

園長などからは、推進施策及び事業概要に基づき説明がありました。「現在のあけぼの園の入居待機者は20名、うち町外は1名である。」「生活支援ハウスについては、現在単身者3名、夫婦居室は3組が待機中である。」「ICT化に伴い、記録の共有や時間ロスの軽減など、介護職員の労働軽減が図られている。」との説明、答弁がありました。

委員などからは、「労働環境の改善が図られたことを人材募集の際にも強く発信すべきである。」との意見がありました。

続いて、農業委員会及び農林課の所管では、農業分野においては、「総合的な農業施策」「生産基盤の整備」等の推進施策、林業分野においては、「循環型森林経営の推進」「林業・林産業の振興」「野生鳥獣被害の防止」等の推進施策が予算計上されています。

まず、農業分野についてです。委員会の質疑において、課長などから、「無塩のトマトジュースを販売開始している。令和5年度も1万5,000本を計画している。」「農産物加工研究所の民間移行については、令和6年4月を目指したい。」「新規就農予定者は4件7名で、研修道場は1名の予定である。」「土壌改良施設は、雪害の被害により攪拌機が外にさらされているが、屋根が無い状態で使用する。」「消化液などの補助は、令和4年度に計上したが、引き合いがなく、JAが事業主体としては実施できないということで、令和5年度は計上していない。問題点については関係者で協議をしたい。」との説明、答弁がありました。

委員などから、「消化液などについては、将来的にゼロカーボンの取り組みの一つになり得るので、利用しやすい状態にすべきである。」「消化液は町が補助メニューを提案したものであり、JAが事業主体になれないのであれば、町が直接申請を受ける方法もある。農家にとって土作りは大変重要である。」との意見がありました。

林業分野では、委員会の質疑において、課長などから、「町有林整備事業については、主伐面積ではなく木材供給量での計画である。」「有害鳥獣捕獲従事者確保事業では、地域おこし協力隊が1名着任しており、新年度はもう1名着任する予定で、2名体制となる。」「森林組合が仮事務所として使用した、旧りんどう会館については、林業従事者向け宿舎としての改修なども検討したい。」との説明、答弁がありました。

委員などから、「北の森専門学院からどうすれば下川に就職してもらえるのか。」との問いに対し、課長からは、「住環境が整い、部屋を用意できれば、興味を持ってもらえるかと考えている。専門学院の教職員との接点が失われないよう、実習は引き続き積極的に受け入れていきたい。卒業生がほかで就職した後、上手くいかなくて連絡がくるかもしれないという淡い期待も持っている。」との答弁、説明がありました。

農林課所管予算については、委員会として、「農産物加工研究所の経営移行については、農業振興施設として農業経営者が不安を覚えないよう滞りなく進めるべきである。」との意見を付すものであります。

続いて、建設水道課所管では、「快適な住環境の確保」「地域の実情に合った除排雪体制の確立」など、8つの推進施策と、「公営住宅等整備事業」「町道除排雪事業」等が推進事業として予算計上されており、新規事業として「除排雪車両購入事業」が計上されていま

す。

委員会での質疑において、課長などから、「一級建築士資格取得経費については、町の建設工事の設計委託や施工管理で、一部は一級資格が必要であるため、二級資格を有する職員の資格取得を支援するものである。」、「道路橋梁河川維持補修事業では、通学路点検で指摘されたバスターミナル付近の交差点の横断歩道についての改良工事などを実施する。」との説明、答弁がありました。

除排雪車両購入手業について、委員などから、「全面委託なのになぜ町が購入するのか」、「貸出料は発生するのか」、「町で所有しなければ後の管理も不要になるのではないか。」との問いに対し、課長などからは、「購入に補助金も入るので、業者で購入するよりは有利となる。」、「貸出しは無償で貸し出す。」、「2年前から車両の不具合が指摘されており、昨年の除雪が終わった時点で点検してもらったところ、修繕が効かないとのことで、車両の更新に向けて進めてきたものである。」との答弁がありました。

委員などから、「除排雪事業については、大切なのは住民の生活を守る事である。雪害時の生活道路を確保するため、行き止まりにならないよう、秋のうちに処理しておく必要がある。」、「既存車両の処分については、払い下げを希望する町内事業者等の有無を把握して払い下げを行うべきである。」との意見がありました。

教育課・教育委員会所管では、「小中学校教育の充実」「生涯スポーツの振興」「文化財の保護・活用」などが推進施策として予算計上されています。

委員会での質疑において、課長などから、「不登校児童に限らず、令和5年度からタブレットの持ち帰りを検討しており、リモートで授業を受けたり、宿題をしてもらうことができると考えている。」、「地域おこし協力隊を想定した事業について、令和5年度も未来人材、GIGAスクールなど、協力隊が着任しなくても実施する。その分、学校教員や教育委員会職員でカバーするが、人材を確保したいと考えている。」、「文化財保護事業については、将来的に旧菱光小学校を処分したいが、収蔵品の整理が課題である。文化財以外の収蔵品の還元や、不用品の処分が課題となる。」、「ふるさと交流館については、テーマを分けて収蔵することも検討、協議を始めている。」、「スポーツ施設の利用料金改定については、具体的な話は出ていないが、他の公共施設と一緒に考えていく。」との説明、答弁がありました。

小中学校のあり方について、委員などから、「小中一貫校や義務教育学校などについて、教育会議などで正式な議題に上がったことはあるのか。」、「町全体として子供たちをどう育てていこうという考えはあるのか。」との問いに対し、課長からは、「様々な会議や研究会で話をしている。運営協議会でも考えていかなければならないという話もしている。教育委員と視察に行き、利点とデメリットを教えてもらった。将来的には義務教育学校との思いもあるが、施設整備を一緒にすると費用も掛かる。検討から導入まで長くて6年かかるので、長時間言い続けられないのではないかと考えている。」、「将来的に子供が減るのは危惧しているが、全町民に向けての話には至っていない。」との説明、答弁がありました。

委員などからは、「ふるさと交流館の運営については、母村である高鷲村に関する展示や、テーマ別に札天山資料館に集中展示することも検討するほか、施設自体を移住者などの交流スペースとしても有効活用することを検討すべきである。」との意見がありました。

各所管課からの説明及び質疑を終えた後、3月13日の理事者総括質疑において、「公営企業会計を適用するに当たっての水道料金について」、「循環型森林経営について」などについて、質疑を行いました。

まず、公営企業会計を適用するに当たっての水道料金についてで、理事者側からは、「下川浄水場の新設工事が始まっており、令和5年度も引き続き実施する。水道は独立採算制で、水道料金を主な財源としている。令和6年度の給水開始に向けて整備をしている。一の橋は水道施設の改修を実施する。」、「将来必要となる費用を明確にするために、企業会計の準備を進めている。試算等をベースとして議論をしていく。改修なども含めて検討をする。町民の合意形成を図る必要があるが、令和6年度から3年の時間をかけて令和9年度からの料金改定を予定している。」、「一の橋と市街地の水道のこれまでの経過において、国から指導があり、統合された形で事業を実施してきたが、全体の方針を示す必要がある。これについても地域から聞く必要がある。料金を一の橋と下川で変えるのはハードル高いので、慎重にしていく必要がある。」との答弁がありました。

委員などからは、「一の橋地区の給水については、国道から3km離れた場所にあり、施設も老朽化している。調査と位置関係について議論をしていく必要がある。施設も古く、改修の計画が必要である。下川は企業会計でこれだけの施設整備をして、これから配水管等の整備もある。3か年の期間で一の橋の整備が具体化するかは不明であるが、料金が同じというのも矛盾が出てくると思う。住民感情もどうなるか。」、「一の橋は水量が少ないため、消火栓を使うと家庭に水が行かなくなってしまうので、地区の住民は不安ではないか。料金体系は1、2年では調整ができないが、慎重にしてほしい。」との質問、意見があり、町長からは、「一の橋は国の認可を受けてから半世紀経つ。一定程度の指導を受けながら調整していく必要はある。時間をかけながら情報収集をして協議をしたい。また、早い時期に着手しないといけない。」、「今後は本管の話が出てくる。赤水の問題や、国道横断管の対応も出てくるので、そういった調査も早くにしないといけない。」との答弁がありました。

循環型森林経営について、理事者側からは、「将来のビジョンは、木材の安定供給を図る。町有林と私有林の合計20,000㎡。現在30人前後いる雇用の安定を図る。スマート林業を導入し、作業の効率化を図ることで、林業・林産業に従事する起業家を推進していく。」、「現在は旭川農業高校などが実習をしているが、地元をはじめとした関係機関と連携することによって、研修や研究のステージを拡充していきたい。森林管理を目標としながら、旗印としていく。」、「各賞の受賞や表彰は、50ha掛ける60年という数字のみではなく、下川町の文化と歴史も評価されたものである。木質バイオマスボイラーや雇用創出、FSC森林認証、カーボンオフセット、スマート林業の推進、森林環境教育の推進による人材育成、木炭・木酢液によるゼロ・エミッション等により、各団体から賞をもらったものと考えている。」、「人手が足りないのは事実であり、若い人の雇用の機会を確保する。一人でも多く就業できるように取り組みたい。」との答弁がありました。

委員などからは、「人材確保について、循環型森林経営の考え方で呼ぶのか、何か差別化をするのか。人材の獲得合戦になってきている中、新年度以降も下川が選ばれないとすれば、ほかの町の施策を取り入れるなど、何かを強めないといけないのではないかと。個人による林業者が入れるような施策はどうか。」との問いに対し、町長からは、「ベストとは

言わないが、ベターの施策はしてきた。補助金を入れるのか、教育をするのか、いずれにしても牌が小さい。団塊世代の3割ぐらいいしか理まっていない。林業分野で外国人実習生を採用できないというハードルの高さは、いずれ緩和されるかと思う。」「高知県では、地域おこし協力隊として募集をし、山の仕事をする人が増えている。今後はこのようなことが必要になると考えられる。」との答弁がありました。

また、委員などからは、「下川のアドバイザーが、持続可能な森林経営は評価が高く、下川は理想的なまちづくりをしていると話していたが、町長からは「循環型は目標であり、旗印である」との答弁があった。地元は理解しているかもしれないが、ほかはそれで認定、評価されていると思っている節がある。あくまでも旗印であるなら、数値的な目標を出すことは今後は控えるべきである。」との意見に対し、町長からは、「そこだけがクローズアップされたので、今後は気を付けないといけない。ただ、60年間続いてきたという歴史もある。数字だけが評価されたわけではないことを理解してほしい。」との答弁がありました。

委員などからは、「循環型森林経営の目標・理念があるが、目標に達するには、どのくらいの担い手が不足しているのか。」との問いに対し、町長からは、「はっきりしたことは言えないが、理想はもう1班いると円滑な施業ができる。これには一人や二人の人員増では足りない。森林組合のほかにも新たな事業体ができると施業体制が変わる。」との答弁がありました。

このほか、小学校、中学校のあり方について、教育長からは、「一クラスに20名いないと、高校や社会人になった時に困ると思っている。学校運営協議会の委員にも視察をしていただき、論点を持ってもらえるように働きかけたい。」「児童生徒が減って、併置校になる前に、義務教育学校とする対応をした町もあるが、下川の現状からすると10年から15年先には併置校となるだろう。」との説明、答弁がありました。

本委員会としては、「予算編成方針と事業施策、予算の関係について、整合性を取るべきである。」「町史編さん作業は既に遅れが生じており、早急に体制を整えて取り組むべきである。」「循環型森林経営を町外へ情報発信する際には、誤解を生じないように現時点での状況も併せて情報開示に努めるべきである。」「小学校と中学校については、ほかの町の取り組みが進んだ後にやるのか、やらざるを得ないのかといった状況にある。児童生徒数を考えて、校舎をどうするのかを含め、教育委員会が主体的に調査、検討を進めるべきである。」「ふるさと交流館は、教育委員会だけのアイデアではなく、利活用について町民から広くアイデアを募集するべきである。」「下川町のまちづくりは、国の政策に遅れないようにと情報を把握して進めてきた経過があり、補助メニューがなければ進まないところがあったが、何でも飛びつかないで選択して実施すべきである。」との意見を付すものであります。

続いて、議案第72号 令和5年度下川町下水道事業特別会計予算について、今定例会議において当委員会に付託を受けましたので、委員会における審査経過と結果について御報告いたします。

今回の予算計上に当たっては、第1条で、歳入、歳出をそれぞれ3億7,963万円とし、うち一般会計からの繰入金金は1億2,250万円です。

第2条では、地方債の起債目的と限度額1億2,740万円を定め、第3条では、一時借入

金の最高限度額を5,000万円と定めるものであります。

公共下水道の維持管理と整備の促進及び合併処理浄化槽の維持管理と設置促進を推進施策として、浄化センター汚泥処理設備等改修工事、公営企業会計適用事業（下水道事業）、個別排水処理施設維持管理事業などを立案、予算計上をしています。

審査に当たり、担当課長などから、推進施策・事業概要、事項別明細書により説明を受けました。

続いて、今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第73号 令和5年度下川町簡易水道事業特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について御報告いたします。

今回の予算計上に当たっては、第1条で、歳入、歳出予算をそれぞれ15億1,306万円とし、うち一般会計繰入金は330万円です。

第2条では、地方債の起債目的と限度額9億8,200万円を定め、第3条では、一時借入金の最高限度額を5,000万円と定めるものであります。

推進事業として、水道施設の適正な維持管理、計画的な水道施設の整備を推進施策として、下川浄水場維持管理事業、一の橋浄水場維持管理事業、公営企業会計適用事業（簡易水道事業）、下川浄水場整備事業などを推進事業として立案し、予算計上しています。

審査に当たり、担当課長などから、推進施策・事業概要、事項別明細書により説明を受けました。

委員からは、「一の橋と市街地の水道料金の設定については、丁寧に検討する必要がある。」との意見がありました。

続いて、今定例会議本会議において当委員会に付託を受けました、議案第74号 令和5年度下川町介護保険特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について御報告いたします。

今回の予算計上に当たっては、第1条で、介護保険事業勘定の歳入、歳出予算をそれぞれ4億8,931万円、うち一般会計繰入金を1億86万円、基金繰入金は673万円です。

介護サービス事業勘定の歳入、歳出予算は、それぞれ3億5,947万円と定め、うち一般会計繰入金を7,268万円、基金からの繰入金を100万円としています。

第2条では、一時借入金の最高限度額を、介護保険事業勘定で3,000万円、介護サービス事業勘定で3,000万円と定めるものです。

予算概要では、介護保険の運営、介護予防等の円滑な取り組み及びあけぼの園等の充実を推進施策として、介護保険事業、介護予防・日常生活支援総合事業や、あけぼの園、短期入所生活介護事業、通所介護サービス事業などを予算計上したものであります。

審査に当たり、課長や園長などから、推進施策・事業概要、事項別明細書により説明を受けました。

続いて、今定例会議本会議において当委員会に付託を受けました、議案第75号 令和5年度下川町国民健康保険事業特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について御報告をいたします。

今回の予算計上に当たっては、第1条で、歳入、歳出予算それぞれ4億8,972万円、うち一般会計繰入金を4,311万円とし、第2条では、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものであります。

予算概要では、医療保険の運営を推進施策として立案、予算計上したものであります。審査に当たり、課長などから、推進施策・事業概要、事項別明細書により説明を受けました。

続いて、議案第 76 号 令和 5 年度下川町後期高齢者医療特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について御報告いたします。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、歳入、歳出予算それぞれ 6,577 万円、うち一般会計繰入金を 2,486 万円としています。

歳出には、総務費のほか、後期高齢者医療広域連合納付金などが計上されています。

予算概要では、医療保険の運営を推進施策として立案、予算計上したものです。

審査に当たり、課長などから、推進施策・事業概要、事項別明細書により説明を受けました。

続いて、今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 77 号 令和 5 年度下川町病院事業会計予算について、委員会における審査経過と結果について御報告いたします。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で病院事業会計の総則、第 2 条で業務の予定量として、年間患者数を入院 1 万 950 人、外来 1 万 5,730 人とし、第 3 条で収益的収入を 5 億 6,176 万円、支出を 6 億 670 万円と定め、第 4 条で資本的収入 1,671 万円、支出 2,285 万円を定め、第 5 条で一時借入金の限度額を 3,000 万円、第 6 条で予定支出の各項の経費の金額の流用を定め、第 7 条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、第 8 条で一般会計からの補助金を 2 億 1,000 万円、国民健康保険事業特別会計からの繰入額 250 万円を定め、第 9 条で棚卸資産購入限度額を 4,573 万円と定めています。

予算概要として、町立下川病院の充実を推進施策として立案、計上したものです。

審査に当たり、事務長などから、推進施策・事業概要、予算説明書により説明を受けました。

委員からは、「令和 5 年度に公立病院経営強化プランを策定することであるが、今後の運営にも影響することから、病院事業運営審議会や院長、町長とも綿密に協議を行い、遺漏のないように進めてほしい。」との意見がありました。

これらの審査の結果、当委員会としては、議案第 71 号及び議案第 72 号、議案第 73 号、議案第 74 号、議案第 75 号、議案第 76 号、そして議案第 77 号については、原案どおり可決すべきものと決したので、議員各位の御協賛をお願いし、御報告といたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま予算審査特別委員長から報告がありましたが、これから一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第 71 号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 71 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 71 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 71 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 72 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 72 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 72 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 73 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 73 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 73 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 74 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 74 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 74 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 75 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 75 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 75 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 76 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 76 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 76 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 77 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 77 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 77 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、午後 4 時 10 分まで休憩といたします。

---

休 憩 午後 4 時

再 開 午後 4 時 10 分

---

○議長（近藤八郎君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 10 会議案第 10 号「下川町議会基本条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 1 番 齊藤好信 議員。

○1 番（齊藤好信君） 会議案第 10 号 下川町議会基本条例の一部を改正する条例について、提案趣旨を申し上げます。

本案は、議長を除く 6 名の賛成議員とともに、私が提案者議員として提案するものです。

このたびの条例改正につきましては、令和 3 年の個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報の保護に関し全国的な共通ルールが規定されることとなりましたが、それらの状況に合わせて、下川町議会としましても、議会基本条例に個人情報の取り扱いに関する事項を規定するために、一項を加えるものであります。

議会基本条例は、議会運営の最高規範であることを第 27 条で規定しておりますが、個人情報の取り扱いに関しても、下川町議会としての姿勢を対外的に明らかにし、その理念を規定する必要があること、また、第 3 条に規定する議会の活動原則の一つとするために、このたびの条例改正に至ったものであります。

この条例の施行期日は、公布の日からとします。

以上申し上げ、提案趣旨といたしますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。  
これから、会議案第 10 号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。  
したがって、会議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 11 会議案第 11 号「下川町議会の個人情報の保護に関する条例」を議題といたします。  
本案について、提案趣旨の説明を求めます。  
提出者議員 5 番 我孫子洋昌 議員。

○5 番（我孫子洋昌君） ただいま議題となっております、会議案第 11 号 下川町議会の個人情報の保護に関する条例について、提案趣旨を申し上げます。

本案は、議長を除く 6 名の賛成議員とともに、私が提案者議員として提案するものです。  
令和 3 年 5 月に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により改正される「個人情報の保護に関する法律」は、個人情報保護制度の官民一元化が主な内容となっています。しかし、「国会や裁判所と同様、議会においては、自律的な対応の下、個人情報の適切な取り扱いが図られることが望ましいことから、法が定める規律の適用対象とされないもの」とされましたが、従来、下川町を含む各地方自治体で制定されていた従来の個人情報保護条例では、議会も対象とされおり、令和 2 年 12 月の内閣官房による個人情報保護制度の見直しに関する最終報告では、「引き続き、条例等により、共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望まれる。」とされました。このことを受け、下川町議会においても、個人情報保護を図る観点から制定について検討を重ねてきた結果、今回の新規制定に至ったものであります。

この条例は 6 章から構成されており、各章の要点を申し上げますと、第 1 章は総則で、第 1 条から第 3 条まであり、個人情報の適切な取り扱いや個人の権利利益を保護することの条例を制定するための目的や、氏名や住所などの個人情報の定義及び議会の責務について

て規定しております。

第2章は、個人情報等の取り扱いに関する規定で、第4条から第16条まであり、個人情報の保有の制限や利用目的の明示など、議会における個人情報の取り扱いについて規定しております。

第3章は、個人情報ファイル等に関する規定で、第17条と第18条で構成し、個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務等登録簿について規定しております。

第4章は、開示、訂正及び利用停止に関する規定で、第19条から第47条まであり、個人情報の開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権及び審査請求などについて規定しております。

第5章は雑則で、第48条から第52条まであり、保有個人情報の適用除外などの雑則について規定しております。

第6章は、罰則に関する規定で、第53条から第57条まであり、職員などが正当な理由がないのに他者に情報を提供した場合の罰則などについて規定しております。

また、制定に当たっては、全国町村議会議長会の条例(例)に基づき、条文の整理を行っておりますが、執行者側の個人情報の保護に関する法律施行条例との整合性を図る観点などにより、条文の追加及び修正も行っているところです。

当該箇所の一つ目は第18条で、1,000人未満の情報を管理する「個人情報取扱事務登録簿」を作成し、登録簿を一般の閲覧に供することとして条文の追加を行い、二つ目は開示の期限で、第26条及び第27条の中でそれぞれ、開示決定期限は14日以内、特例の期限については28日以内としたこと、三つ目は第31条の費用の負担で、手数料は無料としますが、交付に当たっての実費は徴収することとしております。

この条例の施行期日は、令和5年4月1日であります。

以上申し上げ、提案趣旨といたしますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案趣旨の説明がありましたが、本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、これから、会議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、会議案第11号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第12 会議案第12号「下川町議会会議条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 5番 我孫子洋昌 議員。

○5番（我孫子洋昌君） ただいま議題となっております、会議案第12号 下川町議会会議条例の一部を改正する条例について、提案趣旨を申し上げます。

本案は、議長を除く6名の賛成議員とともに、私が提案者議員として提案するものです。

このたびの条例改正につきましては、議長、副議長の選挙の際に実施する所信表明を議場で行う場合に必要な改正をするものです。

議会基本条例第9条において、「議長、副議長の選出に当たり、それぞれの職を志願する者が公開の場で所信表明する機会を設ける」こと、また、議会会議条例第31条第1項においては、「所信表明は、議長選挙及び副議長選挙を執行する日に、議場において行うものとする」と規定されております。

このことから、所信表明は議場で実施することとなりますが、会議の場において所信表明を議場で実施する場合、現在の議会会議条例第63条の規定では、「選挙宣告後は、何人も発言を求めることができない」ことの規定により、所信表明の発言をすることができないこととなります。

このため、第63条中に、「議長が特に必要があると認める発言」の文言を加えることにより、これを実施できるよう本条項の改正をするものです。

この条例の施行期日は、公布の日からとします。

以上申し上げ、提案趣旨といたしますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案趣旨の説明がありましたが、本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、これから、会議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、会議案第12号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第13 議案第78号「下川町個人情報の保護に関する法律施行条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 78 号 下川町個人情報の保護に関する法律施行条例の新規制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、国においては、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることと、その他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、令和 3 年 5 月、個人情報の保護に関する法律の改正を行い、地方公共団体及び地方独立行政法人に関する規定については、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

改正後の法は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律と統合され、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法において全国的な共通ルールを規定することとした一方、地方公共団体においては、条例で開示請求に係る手数料等について定めるほか、必要最小限の独自の保護措置を定めることができることとされました。

このことから、下川町においても法の適用を受けることとなるため、現在運用している下川町個人情報保護条例を廃止するとともに、法の施行のための条例として、本条例を新規制定し、現行条例の基本的理念を後退させることのないよう、必要な規定を定めるものであります。

なお、令和 4 年 12 月 29 日から令和 5 年 1 月 30 日までの期間において、本条例の素案に対するパブリックコメントを行い、町民の皆さまから御意見の提出がない旨を確認し、素案を基にした条例案とさせていただきます。

また、このたびの法改正、本条例の新規制定に伴い、関連する条例の廃止や一部改正についても併せて行うものであります。

以上申し上げます、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林総務課長。

○総務課長（小林大生君） それでは私の方から説明をさせていただきます。議案第 78 号説明資料で御説明をいたします。

1-4-2. 令和 3 年改正法の概要①：背景から御説明いたします。

今回の条例制定及び改正等につきましては、令和 3 年の法改正によるものとなっておりますが、その概要について簡単に御説明をしたいと思います。

まず、背景ですが、1 点目といたしまして、令和 3 年 9 月にデジタル庁が国によって創設されましたのは記憶に新しいところだと思いますが、これによりまして国や地方のデジタル業務改革を強力に推進する方針となりました。これに伴いまして、公的部門で扱うデータ…これが当然増大することになります。こうした状況の中、個人情報の取り扱いに万全を期すため、個人情報保護委員会が一元的に監視監督する体制の確立が必要となりました。

次に、2 点目、社会のデジタル化に伴いまして、官民や地域の枠を超えたデータ利活用

…これが活発化することになることから、データ活用の支障となり得る現行法制における不均衡・不整合の是正が必要となりました。

次に、3点目、国境を越えたデータ流通の増加を踏まえまして、GDPR十分性認定の対応を始めとする国際的な制度調和を図る必要性が一層向上することとなります。このGDPRにつきましては、EU一般データ保護規則と呼ばれるもので、個人データ保護やその取り扱いについて詳細に定められたEU域内の各国に適用される法令で、こういったものとの制度調和も必要となってまいります。

次に、2ページ目を御覧ください。こちらの資料は全体像となりますが、改正前と改正後の図で説明をいたしますと、改正前は、所管が「総務省」「個人情報保護委員会」「各地方公共団体」で、それぞれ対応する法令についても分かれておりましたが、改正後では「個人情報保護委員会」に一本化し、また、法令についても、これまでのものを統合し、新たな個人情報保護法を設定するものでございます。

次に、対象となる団体等につきましても、その上の法令ごとに決まっておりましたが、改正後は国の行政機関や地方公共団体のうち、医療・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等に関しましては、民間の病院、大学等と同等の規律を適用することとなります。

次に、学術研究についてですが、これまでは適用除外とされておりましたが、令和3年の法改正で規定が見直されまして、規律が精緻化されるとともに、一部は例外となっております。

また、個人情報の定義等につきましても、国、民間、地方で統一するとともに、行政機関等で匿名加工情報の取り扱いに関する規律を明確化しております。

次に、3ページ目ですが、地方部分ということで、ページ中ほどの図で御説明をいたしますが、地方公共団体の現状ということで示されております。

例えばB組合は条例を制定していない、C市については一部の規定がない、D市は規律の対象が国より多いなど、現状は自治体によってバラツキがある状態となっております。

それが今回の法改正によりまして、各自治体間でのルールの共通化が図られるとともに、図のD市、E市のように必要最小限の独自の保護措置は許容されることとなります。

次に、4ページ、下川町個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について、御説明をいたします。

このたびの本条例の新規制定に当たりましては、法律の改正によるものではありませんが、一部条例で開示請求に係る手数料等について定めるほか、必要最小限の独自の保護措置を定めることができることとされたことから、本条例の素案を作成し、個人情報保護制度は町民全体に関わるものでありますので、素案に対するパブリックコメント…これを行いました。令和4年12月29日から令和5年1月30日の期間にて行いまして、意見の提出はなかったことから、素案を基に本条例を作成しております。

また、本条例のほかに、関連する条例の廃止を1本、一部改正を4本、本条例の附則において廃止、改正を御提案させていただいております。

その中で、罰則の規定がある例規につきましては、事前に旭川地方検察庁との事前協議が必要となることから、該当する条例案の内容について、令和5年1月から検察庁との協議を進めてまいりました。その結果が3月15日に届きまして、検察庁からは「検討した

結果、特段の問題がないと思料する。」との回答を得てきております。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

これから、議案第 78 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 78 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 14 議案第 79 号「下川町情報公開・個人情報保護審査会条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 79 号 下川町情報公開・個人情報保護審査会条例の新規制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、議案第 78 号 下川町個人情報の保護に関する法律施行条例の新規制定に伴い、現在運用している下川町情報公開条例の一部を改正し、本町の情報公開・個人情報保護に関する審査会に係る規定を整備する条例として、本条例を新規制定するものであります。

本審査会は、町長や議会などの諮問庁からの諮問に応じ、審査請求について調査審議すること等の事務を行うために設置するものであります。

以上申し上げます。提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林総務課長。

○総務課長（小林大生君） それでは私の方から説明をさせていただきます。議案第 79 号 下川町情報公開・個人情報保護審査会条例の新規制定について御説明いたします。議案第 79 号説明資料を御覧ください。

まず、主な事務といたしましては、諮問庁からの諮問に対する答申でありまして、情報公開・個人情報保護審査会は、第三者的立場から、公正かつ中立的に調査審議を行います。

また、調査審議の手続は非公開となっております。

ページ中ほどに調査審議の流れをイメージした図を掲載しております。この情報公開・個人情報保護審査会につきましては、情報公開に係る審査請求…そういったもののほか、個人情報の調査審議なども行う機能を有しておりまして、名称は審査会ですが、審査会と審議会的な業務をですね…そこで請け負うというような形になっております。

次に、2 の情報公開・個人情報保護審査会の権限といたしましては、審査会が必要とあるときは、対象となる文書等の提示を求めることができる。この求めは、拒むことができないということになっております。次に、審査会は、対象となる文書等に記録されている情報の内容を分類・整理した資料の提出を求めることができます。次に、審査会は、意見書又は資料の提出を求めること、鑑定その他必要な調査をすることができるとされております。

次に、3 の下川町情報公開・個人情報保護審査会の構成につきましては、委員は 5 人以内で調査審議等を行います。次に、委員の委嘱については、委員は優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱します。任期は 2 年となっております。次に、事務局につきましては、総務課が事務局を担うこととなっております。

次に、2 ページ目、こちらにつきましては、調査審議の流れを図にしたものとなっております。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

これから、議案第 79 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 79 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 15 議案第 80 号「下川町いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 80 号 下川町いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、去る令和 5 年 3 月 14 日、令和 4 年下川町議会定例会 3 月定例会議において撤回いたしました、議案第 60 号 下川町いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例につきまして、同改正案の精査を行い、改めて下川町いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例を提案するものであります。

本改正案は、下川町いじめ防止対策推進条例第 28 条に定める、下川町いじめ問題対策専門委員会について、委員の報酬が規定されていないことから、その額を規定し、併せて費用弁償等の処遇などを規定することにより、専門委員会の対象となるいじめ事案が発生した場合において、より迅速・的確な対応を可能とするものであります。

主な改正内容につきましては、委員の報酬の規定のほか、専門委員会の委嘱対象の明記、委員の費用弁償としての旅費の規定、調査委員の選任規定などを行うものであります。

以上申し上げます、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 寺西教育課長。

○教育課長（寺西健二君） それでは私から、議案第 80 号 下川町いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例につきまして、議案第 80 号説明資料に沿って説明をいたします。

本議案の主な改正点を申し上げますと、はじめに委員報酬の規定についてでございます。

3 ページを御覧ください。第 30 条第 4 項を新設し、委員の報酬を別表の額と規定しております。4 ページの別表を御覧ください。委員長につきましては、時間額 1 万円とし、その他の委員は日額 1 万円以内としております。

次に、専門委員会の委員対象の明記についてでございます。3 ページに戻っていただき、第 30 条第 2 項を御覧ください。委員は、いじめの防止等のための対策に関して高い識見を有する者であって、次の各号に該当する者から、教育委員会が委嘱するとして、弁護士、教育に関する学識経験者、精神保健又は児童等の心身の育成及び発達に関する医師、精神保健福祉士又は心理学に関する専門的知識及び技術により、心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う能力を有する者…つまりカウンセラーを規定するとしたところでございます。

次に、委員の必要経費の支給の規定についてでございます。第 30 条第 5 項を新設し、費用弁償、旅費、その他の必要な経費について規定しております。

最後に、調査委員の選任の規定についてでございます。第 32 条第 5 項を新設しており、専門委員会の弁護士委員は一人でございますけれども、重大事態の状況等により必要があると認めるときは、弁護士その他いじめ防止に関する知見を有する者であって、3 人以内の調査委員を選任することができることとし、調査委員の報酬及び費用弁償等は専門委員

会委員の規定を準用する旨の規定をしております。

改正点は以上でございます。施行日につきましては、委員報酬等の金銭が関係する規定につきましては、令和5年4月1日から、その他の規定につきましては、公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

これから、議案第80号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第16 議案第81号「令和4年度下川町一般会計補正予算（第11号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第81号 令和4年度下川町一般会計補正予算（第11号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年度一般会計の第11回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、総額を55億7,591万円とするものでございます。

補正の概要を申し上げますと、企業版ふるさと納税の寄附によるもので、若者世代の声を参考にしながら、企業が参加自治体に対して寄附をするマッチングイベント「北海道<sup>お</sup>しごとオーディション」に参加したところ、このほど、株式会社三菱UFJ銀行など3社

から合計 4,000 万円の寄附が見込まれることから増額計上するものであります。

経緯といたしましては、昨年 12 月 20 日に循環型の森林づくり事業で本オーディションに応募し、本年 1 月 13 日に道内 5 自治体とともに下川町も選定を受け、2 月 17 日から 23 日に実施されました SNS 配信イベントで、若者世代から多くの評価をいただきましたことから、このたびの寄附につながったものであります。

なお、歳出予算では、総務費では、ふるさとづくり基金積立金を、農林業費では、森林づくり基金積立金を計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

これから、議案第 81 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 81 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 17 「下川町議会脱炭素推進調査特別委員会結果報告」を行います。

下川町議会脱炭素推進調査特別委員会から報告したいとの申し出がありましたので、報告を求めます。

斉藤好信 下川町議会脱炭素推進調査特別委員長。

○下川町議会脱炭素推進調査特別委員長（斉藤好信君） 下川町議会脱炭素推進調査特別委員会調査結果報告、このことについて、当委員会における調査結果を、議会議事条例第

79条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

調査経過、令和3年下川町議会定例会3月定例会議において本特別委員会が設置され、その後の9月定例会議において中間報告を行ったところであります。

中間報告後、特別委員会は4回開催され、主な概要は次のとおりであります。

10月31日の第4回特別委員会には、講師に枝廣淳子氏を招き、ゼロカーボンに係る勉強会を開催し、全体説明を聴講後、意見交換を実施しました。

なお、既に町では、枝廣氏を講師として、令和4年7月4日、10月11日の2回にわたり、町民向けにゼロカーボン推進勉強会を実施しています。今回の勉強会は、それらの内容も含めて、ゼロカーボンに関しての理解を深めることを意図して実施を企画したものであり、最も切迫した地球環境問題の一つである温暖化に関しての実態や、それらが環境にもたらす影響などについての説明がありました。また、2015年のパリ協定に関しての解説ののち、環境における実際の二酸化炭素の動きや下川町の現状と課題に関しての説明があったところであります。

その後の質疑応答、意見交換により、議員全員でゼロカーボンに関しての理解を深めたところであります。

さらに、12月12日の第5回、本年3月6日の第6回特別委員会では、ゼロカーボン推進戦略室から、「下川町地球温暖化対策実行計画」策定に係る経過について報告を受け、今後の方向性などについて意見交換を行ったところであります。

調査結果、当初、下川町地球温暖化対策実行計画案の策定は、令和4年12月に議会に対する計画素案説明、令和5年3月に計画案報告の予定との説明でありましたが、第5回特別委員会時の所管課の報告では、令和5年6月以降になるとのことであったため、今定例会会期中における実行計画に関しての結論は出ないものと判断したところであります。

以上のことから、当委員会としては、実行計画の策定に際して、さらに住民参加による議論を深めていただき、SDGs未来都市しもかわにふさわしい、より良い実行計画の策定となるよう望むものであります。

また、下川町議会は、令和3年下川町議会定例会3月定例会議において、「ゼロカーボンシティしもかわ宣言の推進に関する決議」を採択し、その決議内容を議会の行動として具体的に示すため、同年5月2日の臨時会議において、「下川町議会における脱炭素(ゼロカーボン議会)の行動指針に関する決議」を採択したところであります。

この行動指針を実践するため、議会活動における二酸化炭素の排出量の削減に努めるとともに、削減できなく排出してしまう二酸化炭素については、北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会が保有するオフセット・クレジットにより相殺して、二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボン議会」を進めてきました。

その結果、令和4年5月から令和5年2月までの実際の議会活動における電気使用量における二酸化炭素排出と、交通利用での二酸化炭素排出量に、今後の3月、4月の活動排出予定量を加えた合算は、4,243 kg-CO<sub>2</sub>と積算するものである。したがって、クレジットとして購入する会期中の議会活動による二酸化炭素排出量を5 t-CO<sub>2</sub>としたところであります。

これら排出された二酸化炭素については、北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会のオフセット・クレジットによるカーボン・オフセットを3月14日付けで行い、カーボ

ン・オフセット証明書の交付を受けたところであります。当該クレジットにおける相殺は5万5,000円となりました。

以上により、下川町議会における議会活動の二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする活動が実践できたものであります。

以上の報告をもって、今期における脱炭素推進調査特別委員会の活動の経過と結果の報告とします。

○議長（近藤八郎君） 以上で報告を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） お諮りいたします。

会議時間17時終了が見込めませんので、ここで会議時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、会議時間を延長いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第18 「議会広聴広報特別委員会結果報告」を行います。

議会広聴広報特別委員会から報告したいとの申し出がありましたので、報告を求めます。

中田豪之助 議会広聴広報特別委員長。

○議会広聴広報特別委員長（中田豪之助君） 議会広聴広報特別委員会活動結果報告、このことについて、当委員会における活動結果を、議会会議条例第79条の規定に基づき、次のとおり報告をいたします。

令和元年第4回下川町議会臨時会において、議会広聴及び議会広報に関する調査・研究、編集並びに発行に関することを目的に本特別委員会が設置され、委員定数を7名、任期を令和元年5月10日から令和5年4月30日までとしたところです。

これまで、議会だよりの発行や議会広報研修会への参加、町民と議員との意見交換会である井戸ばた会議などの活動を行いました。

4年間の実績として、議会だよりを合計15号発行、井戸ばた会議を4回、議会だよりの発行に関する会議を25回開催いたしました。

井戸ばた会議で取り上げたテーマには、消費税増税による商店街の行く末、合意形成のあり方、自治基本条例、告知端末の活用、議員報酬について等がありました。

この4年間には、コロナ禍もあり、十分な意見交換の場を設置できませんでした。しかし、メールやファックスを活用した御意見募集を試験的に実施し、新たな意見交換の場として今後の調査研究に期待するものです。井戸ばた会議は、参加数が伸び悩んでおり、運営方法を検討する必要があります。

本会議の録画配信は、ほぼ即日にユーチューブ上に公開でき、ライブ配信に準じた取り組みができました。

以上、今期における議会広聴広報特別委員会の活動結果報告といたします。

○議長（近藤八郎君） 以上で報告を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和4年下川町議会定例会3月定例会議を閉会といたします。

午後4時52分 閉会

---

○議長（近藤八郎君） ここで町長から特に申し出がございましたので、許可いたします。

○町長（谷 一之君） 今定例会議終了のお礼を申し上げますとともに、この場をお借りして、私事で恐縮ではございますが、今期をもちまして退任するに当たって一言挨拶を述べさせていただきたいと存じます。

まず、議員各位には、時節柄大変御多用のところ、本定例会議に御出席を賜り、提案させていただきました議案において精力的に審査いただきましたところ、全ての議案をお認めいただき、心より感謝と御礼を申し上げる次第でございます。それぞれの議案における審査や委員長報告にて寄せられました御意見や御提言について、誠実かつ丁寧に各事務事業の執行に当たってまいり所存でございますので、議員各位の更なる御指導をお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

さて、今定例会議を終え、4月の任期を最後に町長を退任するに当たりまして、議員各位並びに町民の皆さまにお別れとお礼の御挨拶を申し上げたいと存じます。

私は、平成27年に行われた統一地方選挙に係る下川町長選挙におきまして、町民の皆さまの負託を受け、初当選させていただいてから2期8年の間、目まぐるしく潮流する現代社会において様々な地域課題や行政課題を解決すべく、町行政のかじ取りを担う立場をいただき、今日まで東奔西走してきたところでございます。

これらの政治生活を振り返れば、議会議員として5期20年、そして首長として2期8年、合わせて28年にも及ぶ中で、強い信念と高い志を抱いて、社会の安全安心と秩序の形成、さらに地域の活性化を目指してきたところでございます。その大きなスローガンが「幸せ日本一のまち下川」の創造であり、目標とするその概念を礎として、政治公約と総合計画を立案し、住民福祉のために日夜汗をかいてまいりました。

現在の地方自治を取り巻く環境は、過疎問題や少子高齢化問題、さらに所得格差や感染症問題など、地域社会において多岐にわたっており、私たちの暮らしや仕事に大きな影響を及ぼしているものであります。このような社会情勢の中、地方自治の精神である「自らの責任で自ら考え、新たな課題に自ら挑戦する」という強い意志を抱きながら、町行政として常に一歩踏み出し、住民の皆さんとともに円滑な自治を担うことが求められていると確信しているところであります。

したがって、このような厳しい社会環境においては、次代を担う首長や議員の皆さん、そして住民の皆さんと町職員が、チーム下川として一丸となり、本町のまちづくりにまい進されますことを深く念願するものでございます。

結びになりますが、議員各位並びに町民の皆さん、そして関係機関や本町職員一同のますますの御健勝、御多幸を心より御祈念申し上げ、退任に当たりましての挨拶とさせていただきます。長い間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（近藤八郎君）　ここで、任期最終の定例会議の閉会に当たりまして、私からも一言御挨拶を申し上げたいと思います。

3月6日から本日までの11日間、議員各位には、議会運営及び委員会審査を精力的にこなしていただきまして、無事閉会を迎えられましたことを議長として心から厚くお礼を申し上げるところでございます。

既に御承知と存じますが、このたび私は、次期下川町議会議員選挙に立候補しない決断をし、最後の定例会議を進めてまいりました。決断の理由は、議会活動の見える化を図ることが私の使命と考えておりましたことから、1点目には、議会運営の最高規範である議会基本条例及び議会会議条例の施行を実現しました。具体的には、通年議会、文書質問、反問権等の実現により、議会の活性化が図られ、議会改革が一步前進したと思っております。

2点目は、議会基本条例等を根拠とする議会運営のルール化が実現することによって、活性化が図られたというふうに思っております。

3点目には、議会及び議員活動の活性化を図るため、井戸ばた会議、議会モニター、さらに議会諮問会議、そして本会議等のYouTube配信による見える化のほか、議会及び議員の自己評価を中心とする議会白書の発行が定着いたしました。

最後、4点目は、議会基本条例に基づく、担い手確保の環境整備規定を明文化できたことでございます。具体的には、私自身、早期に退陣を表明することで、議会活動に興味関心を持つ多様な担い手の誕生を期待するものでございます。

以上4点が主な理由でございますけれども、ほかにも政務活動費の廃止、そして議会選出の監査委員の廃止、複数の常任委員会制度の検討、そして議員報酬制度のあり方など、一定の成果と議論の深化で方向性が見えたというふうに考えております。

私、2期8年の…本当に短期間で、副議長そして議長を歴任させていただきました。この間、理事者並びに職員の皆さま方には、厳しい意見などを申し上げることもございましたけれども、御理解と御協力いただいたことに厚くお礼を申し上げたいと思います。

谷町長におかれましては、2期8年、同じ期間でございますけれども、後半の3年間は新型コロナウイルスの感染防止対策で町民の命を守らなければならないという大変な御苦勞をされましたことに敬意を表したいと思います。

また、議員各位には、理事者提案に関する積極的な議論、議会決議に関して、真摯な討議を踏まえた意見の発出など、チーム議会として多大な御協力をいただきました。更に議会活動の活性化が図られることで、執行機関との良好な緊張関係も期待したいものでございます。

さて、この上は4月公示予定の下川町議会選挙に挑戦される方にありましては、健康に御留意され、再びこの議場に戻って、御活躍されますことと、このたび勇退されます同僚の議員の方も、是非この後も健康で過ごしていただきたいなというふうに思います。

以上申し上げまして、今回の議会定例会議の閉会と私の任期中の御協力に対するお礼に

代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局長（高屋鋪勝英君） 続きまして、議員より退任の御挨拶があります。演台にてお願いいたします。

はじめに、春日議員、お願いいたします。

○4番（春日隆司君） 退任に当たりまして、御挨拶をさせていただきたいと思います。

まず、このような機会をいただきました議長に感謝を申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

私は、平成27年、下川町の基盤を築き、そして32年間かけて、平成26年50ha掛ける60年の循環型森林経営が確立し、日本のモデルに築き上げました原田町長、安齋町長の町政が望ましい姿で継承されていくのか、その姿をチェックしていかなければいけないと背中を押され、自らの意思に基づいて、多くの皆さまの御支援と御指導をいただき、2期8年、政治活動を行わせていただきました。こうしたことから、私の政治活動は明確でございました。継承されるのか、されているのかでございます。

その中で、町民の喜怒哀楽が表に出てこない生活があるわけですが、その基本的な生活基盤と生活に厚みを増していくことを念頭に、声にならない声…小さな声、何かおかしいなどの町民の思いの代弁者として政治活動を行ってまいりました。

この8年間、町民の皆さま、そして関係者の皆さまの御支援、御指導に、高い席からではございますが、心から感謝を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

原田元町長は、時が過ぎていくと、その思いも変わり、自分がやった…こうであるなど、その理念、思い、行動が進化していくものである。下川町における農業・林業との関わり方やまちづくりの考えは不変であってほしいと、思いを私たちや次代に託すため、平成10年3月、下川町の最高の記録として「森林は光り輝く」という著書を出版されました。

著書の中から、その思いの一部を紹介させていただきたいと思います。下川にふさわしい町の生き方を模索してきた。それが結果として農業と林業に力を注ぐことになった。面積の9割が森林である本町では、森林を抜きにしたまちづくりは考えられない。人目に付くことで効果があるように思いますが、一方で、地道で基盤になる取り組みをしていかなければ、力が付かない。時間はかかっても、自分たちの資源と独自の産業を持つ必要がある。どこの過疎地だって対策は限られています。そんなに独自の手があるわけではないと思います。ただ、問題は事業の入れ方だと思うのです。そして企業誘致にも言及をされておりました。スズキ本社に何度も足を運びましたが、社長と会わせてもらうまで4年かかりました。結局、企業誘致といっても、人と人、組織と組織の付き合いが基本なんです。

スズキ自動車にしてみれば、下川でなくてもいいわけです。社長さんとは何度もお話しませんでしたでしたが、血の通うお話ができました。また、著書のあとがきの中では、建物や橋などの建造物は、年とともに色褪せるが、森林は年とともに育ち、価値が増し、光り輝いていく。この広大な森林を見てつくづく思う、我々に残せる財産はこの森林であり、この資源を受け継いだ次世代の者が、町の安定的な発展にいかさないはずがない。このように…一部でございますが…述べられております。

こうしたことを踏まえると、これまでの取り組みがなければ、今、私たちはここにはお

りません。本当に先人に感謝を申し上げたいと思います。

そして、下川の現状を踏まえますと、今一度原点に立ち返り、先人から下川がどう生きていくか、生きるべきであるか、何をなすべきかなど、学び、そして時代の変化に合わせ、私たちの生活が地域の資源からの恵みを充足し、そして次の世代への思いも大切にしながら下川の再興を願うものでございます。

下川の永続的な発展を御期待申し上げまして、この8年間のお礼の言葉とさせていただきます。どうも8年間ありがとうございました。

○事務局長（高屋鋪勝英君） 次に、蓑谷議員、お願いいたします。

○6番（蓑谷春之君） 退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいというふうに思います。

先ほどは、春日議員の方から細かく報告をされたことから、極めて簡単に御挨拶をしていきたいというふうに考えているところでございます。

私は、2期8年にわたり、下川町議会議員を務めたところでございますけれども、体調の問題、さらに世代交代の考え方もございまして、今任期をもって退任をするということの考えを持ったところでございます。退任に当たっては、町民の皆さま方には、今後報告をしながら、今後とも町民からの御意見、御指導をいただきたいというふうに考えているところでございます。

私は、昭和39年の12月10日に職員採用となり、多くの先輩の職員の方から御指導をいただきながら、また、後輩の皆さんとともに職場づくりに努めてまいったところでございます。

その中でも1点だけ申し上げますけれども、平成12年には下川町開拓100年を迎えたわけございまして、岐阜県の高鷲村に行き、記念式典の出席依頼をし、そして…行ったのが12年の4月ございまして、式典は10月という日程の御案内をし、畷村長さんほか、議員の皆さんが10月の式典に参加をいただいたところでございまして、母村として交流を深めてきているところでございます。

その他多くの事業がございまして、御案内のとおり、先ほど春日議員の方からも報告がございましたけれども、スズキ自動車テストコースの用地買収、立木保障、さらにサンルダム用地買収、立木保障ということでは、課長と…当時は佐々木課長でございましたけれども…私と高橋昭雄補佐と3人が揃ってですね、この問題を解決するのに…5年ぐらいかかったでしょうかね…そういった状況の中で、スズキ自動車のテストコースが完成をし、サンルダムも完成をしたというような思い出が残っているわけでございます。

そういったことも含めて、多くの事務事業の推進に努めてまいったところでございます。

下川町は人口減少傾向の中、新たな考え方の中で、今後職員同士、お互いに信頼をし合いながら、町民の方とともに、下川町の発展に向けて努めていただきたくお願いを申し上げます。議員として8年間、職員を含めると約60年ぐらいの期間、大変お世話になりました。ありがとうございます。

○事務局長（高屋鋪勝英君） 引き続きまして、3月31日をもって退職されます、市田課長、寺西課長から、申し出により、この場におきまして退職に当たっての御挨拶をいただきます。演台にてお願いいたします。

市田課長、お願いいたします。

○保健福祉課長（市田尚之君） 定年退職に当たり、一言御挨拶申し上げます。また、このような高い席から定年退職の挨拶の機会をいただき、議長をはじめ議員の皆さま方に厚くお礼申し上げます。

私は、昭和63年4月に奉職以来、保健福祉課を最後に35年にわたり務めさせていただきました。また、おかげさまで責務を全うすることができ、3月31日をもちまして定年退職の運びとなりました。職務では主に前半が農業関係、後半が福祉・医療関係でしたが、この間、議会事務局にも3年と9か月お世話になりました。職務に当たってまいりましたが、多くの議員の皆さま方、そして多くの支えがあって、今日があると自覚し、感謝しているところでございます。この場をお借りし、お礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

最後になりますが、議員の皆さまにおかれましては、これからも健康に十分留意され、御活躍されますことを御祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。長い間、大変お世話になりました。

（拍手）

○事務局長（高屋鋪勝英君） 次に、寺西課長、お願いいたします。

○教育課長（寺西健二君） まずもって、御多用の中、私事のためにこのような場を設けていただきまして、貴重なお時間を頂戴したことを感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、ただいま御紹介いただきましたように、本年3月末日をもって私は職を辞することとさせていただきます。

下川町に籍を置いて5年と、非常に短い期間ではございましたけれども、議会議員の皆さまをはじめ、町長、副町長、教育長、その他職員の方々、そして多くの方々に、地方自治とは何たるかということを勉強させられたというふう実感しているところでございます。

また、北海道に全く縁のなかった私に対し、公私共々、様々な御支援、御指導をいただいたことも非常にありがたいことだというふうに考えているところでございます。

私自身、4月から新しい人生を歩んでいくところではございますけれども、下川町で培った経験と、それから皆さま方の厚い御厚情、これを胸に秘めまして歩んでまいりたいと、頑張ったいというふうに考えているところでございます。

最後に、議員の皆さま、そしてこの場におられる皆さま方が、これからはますます御健康であるようお祈り申し上げまして、甚だ簡単ではございますけれども、辞職の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍 手)

○議長（近藤八郎君） それでは、以上をもって散会いたします。大変御苦労さまでございました。